

特別企画

学生が苦手な法律の話にいかに関心を持たせるか

Web 授業での学生のやる気を高める工夫

— 看護関係法規 —

加藤巳佐子

I. はじめに

看護関係法規は2年前期に履修する8コマ1単位の必修科目である。学生からは嫌われている科目のひとつであり、多くの学生はその理由として「法律は難しい」「馴染みがない」「苦手である」と述べている。法律と看護との関連をイメージしにくいと推測している。看護はいわゆる理系科目として認識され、実際に1年後期の「法学」を履修している学生が数名程度であることから、学ぶ意義の理解や意識が低いとも考えられる。

一方で、医療への法的な介入は増えており、看護師にとり法律は身近な存在である。また、2019年の看護師国家試験では法律や制度に関連する問題は約5%を占めていた。

COVID-19の影響下、8コマ全てをWeb配信による授業を実施した。Web授業の利点は、PCやタブレット端末などをとおして学生と教員が一对一で対面している状況であると考えられる。顔が見えていなくても学生に向き合い対話する工夫をすることで学生の理解の手ごたえを得ることができたので簡単に報告する。

II. Web 授業の進め方

1. 講義の導入

今年度の授業内容は、対面授業と同様にシラバスに基づき進めた(表1)。2年生とは対面することなく授業を開始したことから、顔写真入りの自己紹介と簡単に経歴を紹介した。初回授業では対面講義と同様に科目の目的・目標の後に使用するテキストと参考書を画面で確認し、テキストの開き方を説明する。その意図はテキストが手になじまなければ読まないと考えるからである。特に看護関係法規のテキストはほとんどが文字であり、

どのような構成で何が書かれているのかについて目次を見るよう促した。

看護師が法律を学ぶ意義をテキストの該当ページを示し「質の高い看護を提供するためには、社会人として豊かな人生を送り、職業人として任務を果たさなければならない。看護職の役割を認識し、国民の健康を守り、与えられた職務を遂行するために看護関係法令の理解が必要である」(森山, 2020)と法律の専門家であるテキストの執筆者が強調しているポイントを音読した。対面授業では、学びの導入となるこのポイントを学生の反応や直接のインタビューにより進めることができる。しかし、配信ではそれができないため、法律が学生の生活に結びついていること、例えば、法律上の成人は20歳だが、18歳に参政権が与えられていることなどと、看護の学びは「看護とは何か」「看護の基礎的な技術」「人体の構造と機能」や「疾病の成り立ち」などと同様に「法律」の学びが求められていることを強調した。

法学の履修者が少ないことから、高校3年生の社会(政治・公民)の復習として「法とは何か」を問い、法と道徳の違いから始めた。今後の講義で必ず必要となる「法の種類」「法の形式」「法の効力と優劣」「法に関連する文書の種類」を講義した。ここは学生が最も「法律は難しい」と嫌いになるところでもある。講義資料には、テキスト参照ページを示し、配信動画に時間を与えて枠抜きしたところに自分で文字を記入できるようにした。そして、看護関係法規では、法律の名称は必要だが、条文を覚えることよりも、関係各法の制定の目的は何か、改正の背景にどのような日本の課題があったかを知ることの重要性を強調した。

2. 授業で一貫して伝えたこと - 日本国憲法

法律の学びで必須と言えるのは「日本国憲法」の理

受付日：2020年11月19日 受理日：2021年1月18日

埼玉医科大学保健医療学部看護学科老年看護学領域

表 1 授業内容及び学生からの授業ごとの「質問・感想」

回	月日	テーマ	内容	質問・感想 (件)
1	6月 2日	法とは何か、法律とは何か	法を学ぶ意義・法とは何か	50
			(日本国憲法)	
2		医療法	法の目的・病院の定義・医療機関設置基準	
3	6月 9日	保健師助産師看護師法	法の沿革・目的	74
			保健師助産師看護師の法上の定義・業務・免許・欠格事由	
4	6月 18日	職務遂行に伴う法的責任	医療事故に伴う刑事責任・民事責任・行政責任 (判例紹介)	83
5	6月 29日	介護保険法	法の目的・制度の仕組み・保険給付	80
6	7月 2日	個人情報の保護	個人情報の保護に関する法律・需法の取扱い (判例紹介)	79
7	7月 8日	労働関係法規	労働基準法	81
			労働安全衛生法	
			育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	
			雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律	
8	7月 15日	医療福祉関係者の資格法	看護専門職者が協働する医療職者の資格	83

※ () は本科目のシラバスには無い内容

解であると考えている。残念ながら2年前期までには日本国憲法を履修しておらず、また、選択科目であることから、看護関係法規の学びと関連付けることができない学生もいる。しかし、法律を学ぶ上で日本の最高法である日本国憲法は看護職の活動とも大きくかかわることから無視できない。高校までの復習だが「前文」を音読し、終戦後の日本国憲法の草案作成過程から、日本国民の願いが込められていることを強調した。保健・医療・福祉に従事する者にとり不可欠な「基本的人権」「生存権」「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労働基本権」を講義資料では簡潔に示し、配信では内容を詳しく伝えた。生存権を規定している憲法第25条は、医療に携わる者にとり極めて重要であることから、画面をとおして学生には「私たち(看護職)の活動の根拠は憲法第25条第2項にあると考えるが、いかがか」と問いかけた。対面授業では、学生の反応をリアルタイムでとらえることができるが、配信ではできないことから、口頭でも繰り返し強調した。教員のキャッチフレーズは「私は三度の飯より憲法25条が好き」とした。

Ⅲ. 理解を深める工夫

1. 配信資料及び動画

法律の授業の媒体は、前述のとおりテキストも文字の割合が多くなる。画面を見続けている学生に見やすくなることに配慮し、できるだけ文字数を少なくし、可能

な限り概念図などを用いた。また、パワーポイント画面でのアニメーション機能は、多用すると学生の視力等への負荷があると考え、重要ポイントのみに絞った。反対に、講義をしながら、パワーポイントのマーカー機能を活用して線を引き、文字を追記するなどして補足を試みた。学生からは「講義を聴きながら、線が引かれるので重要なところが分かった」とコメントがあった一方で「色が多すぎると目がチカチカする」とのコメントもあったことから、動画上の色は3色に留めるように配慮した。

2. 質問への回答

初回講義から、8コマ目までの「質問と感想」数を示した(表1)。学生には、講義終了後に必ず「質問と感想」を求めた。質問の内容を整理し、次の講義のはじめに回答するようにした。特に、医療法や保健師助産師看護師法(以下、保助看法)の講義の後には多くの質問が寄せられた。医療法は「医療のあり方」を規定していることから、将来医療機関で看護に従事する学生は、重要な法であり、かつ身近なものと思えたからではないかと考える。さらに保助看法は、看護職を定める「身分法」であることから非常に高い関心を示していた。1時間の配信を目途としているWeb授業において、質問への回答が30分になることもあったが、できるだけ多くの学生の質問に回答し、時には私見を述べ学生に問うことを継続した。

3. 講義内容の工夫

学生の反応が得られにくいことから法的責任や個人情報保護の授業では、医療上の事故から裁判に至り看護職を含む医療従事者がどのような責任に問われるか判例を用いて解説した。同様に個人情報の保護では、医療従事者の裁判のみならず一般にも多く知られるプライバシーの権利に関連する重要判例として「石に泳ぐ魚事件(2002)」などを紹介した。

法律を身近に捉えるためには、身近な事件がどのように裁判にまで至り、何が争点となるのか知ることによって理解が深まると考えた。しかし、学生は「判例」と聞いただけで難しいと考えてしまうことから、大学図書館のホームページから判例検索ができることを示した。また、小説「白い巨塔」や同ドラマでの裁判に至る場面と争点がどこにあったか、小説だが判決に際して裁判長の述べた言葉に医療のあり方、医療従事者のあり方が込められていることを紹介した。

医務担当として医療機関や地域住民から医療に関する相談を受けていた経験を伝えることも試みた。医療の相談からはじまり、苦情に至るまで、医療事故発生の相談を受けた際の看護職の視点での対応など、公務員の守秘義務による限界はあるが、可能な限り直面した問題をどのように考え、関係者と相談し、対処したか紹介した。

IV. 学生の反応

1. 質問と感想から

学生からの質問や感想は、初回(2コマ連続講義)以降、平均80人の学生から寄せられた。

質問や感想には、授業内容に関するものを超えるものもあり、質問の回答から発展した「安楽死」「尊厳死」の問題は教員の看護観、倫理観、死生観など生き方そのものを問うものであり重く受け止めた。質問や感想のやり取り、画面での対話をとおして、そこには個々の学生との相互作用を強く実感した。記名式としたことで、学生の学びの深化を知ることができた。

2. 学生からの授業評価から

自由コメントの総数は76件で「わかりやすかった」とのコメントが32.9%、「質問への回答で理解が深まった」17.1%、「法律は看護師の業務と関わる」15.8%、

また、「難しかった」とのコメントも少数見られた。教員の熱意や学生の満足度は高い結果だが、やはり難易度の適切性の評価は中程度であった。

V. おわりに

嫌われている科目、難しいと思われている科目をわかりやすく伝えるためには、教授方法は言うまでもなく、日々知識や情報の蓄積が求められる。看護関係法規では、法改正に向けた検討の経過や成立・施行に関して追跡し続けなければならないという課題がある。

今回の特別企画への投稿を決めたきっかけは学生の反応であった。対面授業では得られない率直な質問が寄せられ、回を重ねるごとに差こそあれ学生の学びや知識の広がりを実感できたからである。こうして振り返るとWeb授業だから特別なことを行ったわけではなかった。授業を通じて一貫して伝えるべきことは何か、揺らぐことなく科目の学びに対する考えや姿勢を示すことであった。これは授業の本質であり、Webでも対面でも変わるものではない。

Web授業により、一人で落ち着いた環境の中で繰り返し視聴ができること、学内での関係づくりが難しいと感じる学生には自身のペースで難しいと感じる科目でも学ぶことができたと推測する。

多くの学生は暗記型の学習スタイルになっており「法律を覚えなければならない」と捉えている。看護や医療、世の中に目を向け社会の動きを「法」をとおして考えることを伝えていきたい。

引用文献

森山幹夫(2020):看護関係法令 健康支援と社会保障制度 4, 医学書院,東京,1.